

成果の説明書

(氏名) 谷口聡	(学部) 経済学部
<p>1 重要事項</p> <p>この「成果説明」の報告者(谷口)は、以下において2017年度の学術研究の成果に焦点を当てて記すものとする。報告者は、民法学の研究教育を生業とする者である。</p> <p>(1) 要物契約論の研究</p> <p>報告者は、大学院時代の指導教授、伊藤進博士の傘寿記念論文集の寄稿論文を作成するにあたり、民法における「要物契約」の研究をする機会を得た。「要物契約」とは、契約両当事者の意思表示でのみ成立する契約である「諾成契約」の対置概念であり、当事者の意思表示のみならず、実際の「物」の交付を契約の成立要件とする契約類型である。わが国の現行民法では、消費貸借契約、使用貸借契約と寄託契約が典型契約たる要物契約である。伊藤進博士(明治大学名誉教授)は、なぜ当事者の意思のみでは成立しない類型の契約(要物契約や書面などの方式・要式を要件とする契約など)が存在し、その追加要件は如何なる根拠に基づくものであるのかという課題を提示された。これについて、わが国の金銭などの消費貸借契約が要物契約であると規定された根拠を明治時代に制定された旧民法典の立法過程に遡り考察し、成果として、寄稿論文を発表した。「わが国における要物契約条項の継受と今日までの展開」『現代私法規律の構造』(第一法規 2017) また、使用貸借契約に焦点を当て、同様の問題意識の下に考察した論文を発表した。「要物契約としての使用貸借契約の終焉」産業研究 53 巻 1・2 合併号 2018 年 3 月)</p> <p>(2) 故人の生前意思実現法理の研究</p> <p>報告者が近年取り組んでいる研究テーマの一つである。故人の意思は遺言という相続法理のみならず、信託や契約によっても実現されるべきものではないかという問題意識の下に検討を継続している。本年度は、2017年6月24日、25日に開催された九州法学会 122 回学術大会において個別報告として、「死後事務委任契約に関する一考察」を口頭発表し、委任契約類型からのアプローチを図った。また、この学会報告の成果を『九州法学会会報 2017 年』(2017 年 11 月)に掲載した。</p> <p>(3) 科研費研究「緩和ケア及び看取りにおける意思決定プロセスの倫理的・法学的側面に関する探索的研究(JSPS 挑戦的萌芽研究、課題番号 16K15306)</p> <p>右科研費研究は本学地域政策学部の熊澤利和教授を研究代表者とするものであり、報告者は右研究において、法学的側面、特にドイツ契約法における「患者の同意」理論ならびに終末期医療全般にかかわるわが国の行為規範・裁判規範の研究を分担研究者として担当している。右研究で、本年度はチェコ共和国に熊澤教授らと面接調査に赴くとともに、年4回の研究会を開催した。終末期医療では患者の判断能力が十分でないことが多く、医療従事者は現場でどのような判断をすべきかという問題に直面する。このような問題について、ドイツでは私法の基本をなす民法典(BGB)の中に、診療契約における「患者の同意」に関する規定や「事前指示書」に関する規定が明文で置かれている。他方わが国では厚生労働省の発表しているガイドラインが重要な規範となっている。このような状況を比較検討し、考察して論文を発表した。「ドイツ民法典における「患者の同意」規定に関する一考察」高崎経済大学論集 60 巻 1 号(2017 年 6 月)、「医師による「治療中止」の行為規範に関する一考察」高崎経済大学論集 60 巻 4 号(2018 年 3 月))。</p> <p>(4) 「被害者の素因」に関する人身損害の研究</p> <p>この研究テーマは報告者のライフワークとしているものである。民事損害賠償請求訴訟において、被害者が通常の健常者などに比して、脆弱性(疾病や特異体質など)を</p>	

有していたがために人身における損害が拡大してしまったと考えられる場合、賠償額は通常の人間を基準とすべきか、あるいはその特定の被害者に固有の損害を賠償額とすべきかという論題である。本年度は偶然にこのテーマに関する進捗を図る機会を得ることができた。明治大学法学部の新美育文教授を主宰とし、名古屋大学名誉教授の森島昭夫氏にも出席いただいている「画期的判例研究会」において、被害者の素因に関する重要判例を検討する研究報告を9月16日（土）（於：成文堂本社ビル）に行った。そのような検討の成果として、論文の発表も行った。（「交通事故訴訟における「被害者の身体的特徴」概念の展開」地域政策研究 20 巻 3 号 2018 年 2 月、「交通事故訴訟における「被害者の身体的特徴」概念の近況」地域政策研究 20 巻 4 号 2018 年 3 月）さらに、交通事故のような不法行為ではなく、契約違反類型による損害賠償について、いわゆる「学校事故」に焦点をあてつつ、「被害者の素因」に関する裁判例の検討をおこなって論文発表をした。（「学校事故による損害賠償における生徒の身体上の素因」共愛学園前橋国際大学教育研究集録 2017 年度版（2018 年 3 月）

（5） 人身損害の研究－勤労意欲に乏しい者の逸失利益算定－

上記のような人身損害論の研究と関連して、報告者は本年度、人身損害賠償論に関する重要判例解説を執筆する機会を得た。森島昭夫監修、新美育文・加藤新太郎編集の『実務精選 100 交通事故判例解説』（第一法規 2018 年 1 月）において、「逸失利益 (5) 勤労意欲に乏しい者」に関する分担執筆を行った。右原稿は、もっぱら、最高裁判決昭和 44 年 12 月 23 日の判例解説を趣旨とするものであった。このため、この判例研究を中心に、論拠、文献および資料をさらに追加・補充して、私見を主張する論文を発表した。（「人身損害における「勤労意欲に乏しい者」の逸失利益に関する一考察」高崎商科大学紀要第 32 号（2017 年 12 月）

（6） 継続的契約の研究－フランチャイズ契約解消論－

筆者の近年の研究テーマの一つにドイツ民法における継続的債務関係論が挙げられる。継続的契約とは、売買契約のような一回性・単発的契約ではなく、賃貸借契約、雇用契約のような債権債務が時間的に継続して給付・負担される契約である。このような契約類型においては、継続する関係から、どのようにその離脱（解消）を認めるかが大きな問題となる。報告者は本年度、継続的契約の一つとされるフランチャイズ契約に着目して、この点に関する検討をおこなった。（「フランチャイズ契約の解消法理に関する一考察」高崎経済大学論集 60 巻 2・3 号（2017 年 9 月）

(以上)

2 その他の事項

特記する事項はない。

3 次年度以降の計画・抱負

- ◇上記（1）に関して、ドイツ法などとの比較法的考察を行いたい。
- ◇上記（2）に関して、公的団体が死後事務委任契約によって故人の意思を実現する場合もあるようなので、調査研究を行いたい。
- ◇上記（3）に関して、上記科研費研究が来年度で最終年度となるため、学会報告や論文発表など最終的成果のとりまとめ作業を行いたい。
- ◇上記（4）（5）に関して、ライフワークの研究テーマとして今後も継続したい。
- ◇上記（6）に関して、現在はフランチャイズ契約に焦点を当てているので、研究の進展を図りたい。

(以上)